第３章　上位・関連計画の整理

１　長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ 2025

策定年月	令和３（2021）年３月
計画期間	令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間 （10 年後の将来像を見据え、５年間の政策の方向性を戦略的に示す）
基本理念 と ３つの柱	**◇基本理念** ・人が活躍し支えあう ・産業が育ち活力を生む ・地域がつながり安心が広がる 人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり **◇３つの柱** １　地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く ２　力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す ３　夢や希望のあるまち、持続可能な地域をつくる
政策・戦略	**◇政策横断プロジェクト** ながさきしまの創生プロジェクト／アジア・国際戦略／新幹線開業効果拡大プロジェクト／健康寿命日本一プロジェクト／スマート社会実現プロジェクト／人材確保・定着プロジェクト／災害から命を守るプロジェクト
地域別計画 （県北地域）	**◇地域のめざす姿** 西九州自動車道や国際クルーズ拠点等を活かし、西九州の玄関口として多くの人や物の流れを取り込み、多様な産業が発展する活力ある県北地域 **◇地域づくりの方向性** **１　県北地域特有の機会や特性を活かした賑わいあふれるまちづくり** ・高速交通ネットワークの構築及び一体となって機能するアクセス道路の整備や、ＪＲ佐世保線の輸送改善などによる交通アクセスの向上 ・国内唯一の海底遺跡である「鷹島神崎遺跡」等を有する強みを活かした県北地域における観光客の周遊促進と県境を越えた広域周遊ルートの構築 **２　県北地域の優れた資源の活用による産業の強化と新産業の創出** ・ものづくり企業の事業拡大を支援するとともに、製造業の誘致及びオフィス系企業の誘致を促進 ・農林水産業における高齢化や後継者不足に対応した多様な担い手の確保と育成 ・収益性の高い漁業経営体の育成、養殖魚の産地加工の推進、流通機能の強化と水産物の国内外での販路拡大、水産加工業の育成、地域の特色ある水産物のブランド力の向上、観光産業等と連携した交流活動の促進 **３　互いに支えあい、誰もが安心して活き活きと暮らせる持続可能な地域づくり** ・河川改修等による治水対策と安定的な水資源の確保 ・航路の維持や利用促進、地域住民の足である松浦鉄道・路線バスなどの公共交通機関の確保・維持・改善 ・地域住民やＵＩターンの若者、ＮＰＯなど、様々な地域活動の担い手による地域活性化、地域課題解決の取組による持続可能な地域づくりを推進

２　松浦都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【長崎県決定】

策 定 年 月	平成 27（2015）年３月「(第１回変更)」
目 標 年 次	令和６（2024）年度（おおむね 10 年）
まちづくりの目標と都市づくりの基本理念	**◇県北地域全体のまちづくりの目標** 「豊かな自然と都市とが共生した暮らしやすい環境づくり」 **◇都市づくりの基本理念** ・県内外との多様な連携・交流を育む活力と賑わいのある都市づくり ・都市的な生活利便性の向上や自然との調和に配慮した都市づくり ・美しい海や棚田などの豊かな自然を守り、活用する都市づくり
地区毎の市街地像	**ａ．松浦鉄道松浦駅周辺地区** 西九州自動車道の整備による交流人口の増大に対応し、都市基盤施設の整備を図り、県北地域北部の中心的な役割を担う商業・業務の拠点として、利便性の高い魅力ある市街地形成を図る。 **ｂ．今福地区** 松浦市東部工業団地、今福定住促進住宅、今福地域スポーツ施設などの整備により産業の拠点として、また、周辺住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。 **ｃ．御厨地区** 周辺住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。 **ｄ．調川港一帯の臨海部** 物流機能やアクセス機能に優れた産業の拠点としての形成を図る。

将来都市計画区域構造図

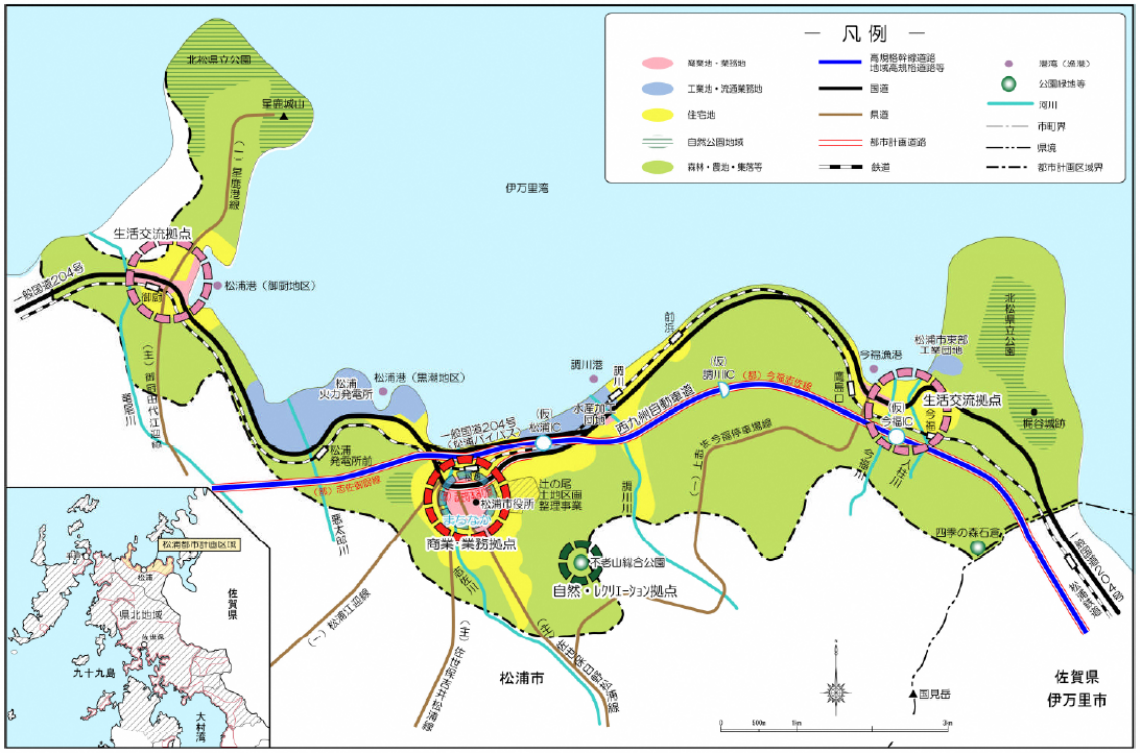

資料：松浦都市計画区域「整備・開発・保全の方針」

3　松浦市総合計画

<table>
<tr><td>策定年月</td><td>令和２（2020）年３月</td></tr>
<tr><td>対象期間</td><td>令和２（2020）年４月～令和 11（2029）年３月の 10 年間</td></tr>
<tr><td>基本構想</td><td>◇基本理念
育つ・つながる・根をおろす
◇将来像
(1)学び育てるまち
(2)誇れるまち
(3)仕事をつくるまち
(4)未来へ続くまち
(5)安心、幸せのまち
(6)皆でチャレンジするまち</td></tr>
<tr><td>基本計画
及び
実施計画に
おける
ハード整備
に係る取組</td><td>
<table>
<tr><th>将来像</th><th>方向性</th><th>実施計画</th></tr>
<tr><td>(1)
学び育てるまち</td><td>地域や世代を超えて、皆が学べる環境を目指します</td><td>・将来の歴史的資産を活かしたまちづくり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)
誇れるまち</td><td>ふるさとの宝を磨き、輝かせ、次世代へつなぐことを目指します</td><td>・港湾機能の整備充実
・空き家を減らす支援を行う
・地域の特性を活かし、地域全体で農業と農地を守っていく取り組みの推進</td></tr>
<tr><td>感じたい、訪れたいと思えることを目指します</td><td>・世界に注目される水中遺跡を守り伝える</td></tr>
<tr><td>(3)
仕事をつくるまち</td><td>日本や世界を支える産業が生まれ、育つ環境を目指します</td><td>・安全・安心な工業用水の安定供給
・松浦市水産加工団地の松浦魚市場を核とした水産基地としての機能強化
・森林の整備と木材の利用促進</td></tr>
<tr><td>(4)
未来へ続くまち</td><td>住みたい、住み続けたくなるような環境を目指します</td><td>・市が所有している住宅の適切な管理
・快適な生活のための都市基盤整備
・自然環境と調和したまちづくり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)
安心、幸せのまち</td><td>皆が分け隔てなく、快適で幸せに暮らせる環境を目指します</td><td>・地域に即した地球温暖化対策に取り組む
・消防活動に必要な整備を図る
・誰もが便利に移動できる、持続可能な公共交通ネットワークの実現</td></tr>
<tr><td>仕事や生活の為の基盤が整っている環境を目指します</td><td>・老朽化する市道の計画的な維持管理
・産業や生活の基盤を支える道路の整備推進
・安全、安心な通学路の整備推進
・中心市街地におけるにぎわいづくり
・自然災害に耐え得るものとするための道路・河川の整備・更新
・高齢者や女性も安心して働くことのできる漁港・漁村の環境整備と既存施設の長寿命化
・地震に強い建物づくり
・災害に強く、丈夫で長持ちする学校にする
・災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資等の整備</td></tr>
<tr><td>(6)
皆でチャレンジするまち</td><td>小学校区を対象とした協働によるまちづくりを目指します</td><td>・対話によるまちづくり
・対話によるまちづくりが進むための人づくり、環境づくり</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

4　松浦市長期人口ビジョン／第３期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月	令和７（2025）年３月改訂版／令和７（2025）３月策定
対象期間	令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度の５か年
基本姿勢	「住みたい・住み続けたいまち松浦」の実現
将来人口	2040（令和 22）年度　15,000 人程度 2060（令和 42）年度　12,000 人程度
基本目標	【基本目標１】しごとの創生 【基本目標２】ひとの創生 【基本目標３】まちの創生
総合戦略における ハード整備	下表参照

基本目標達成のための方針	施策の方向性
新たな雇用の場を創出するとともに、就業支援を充実させます。	・工業団地の整備促進
交流人口を拡大します。	・道の駅及びその周辺を核とした更なる交流人口拡大に向けた拠点整備 ・西九州自動車道の整備促進 ・商業・観光施設等の整備促進及び活用
結婚・妊娠・出産・子育ての包括的な支援を行います。	・子育て相談・地域子育て支援拠点の充実
年齢や障害の有無にかかわらず、安心して生活できる地域をつくります。	・公衆 Wi-Fi の整備
住宅の確保への支援や既存ストックの活用、インフラの整備など住みやすい環境の整備を行います。	・老朽危険家屋を除去するための支援 ・新たな交通手段の導入による地域交通の維持・確保

松浦市独自推計ケースごとの人口推移

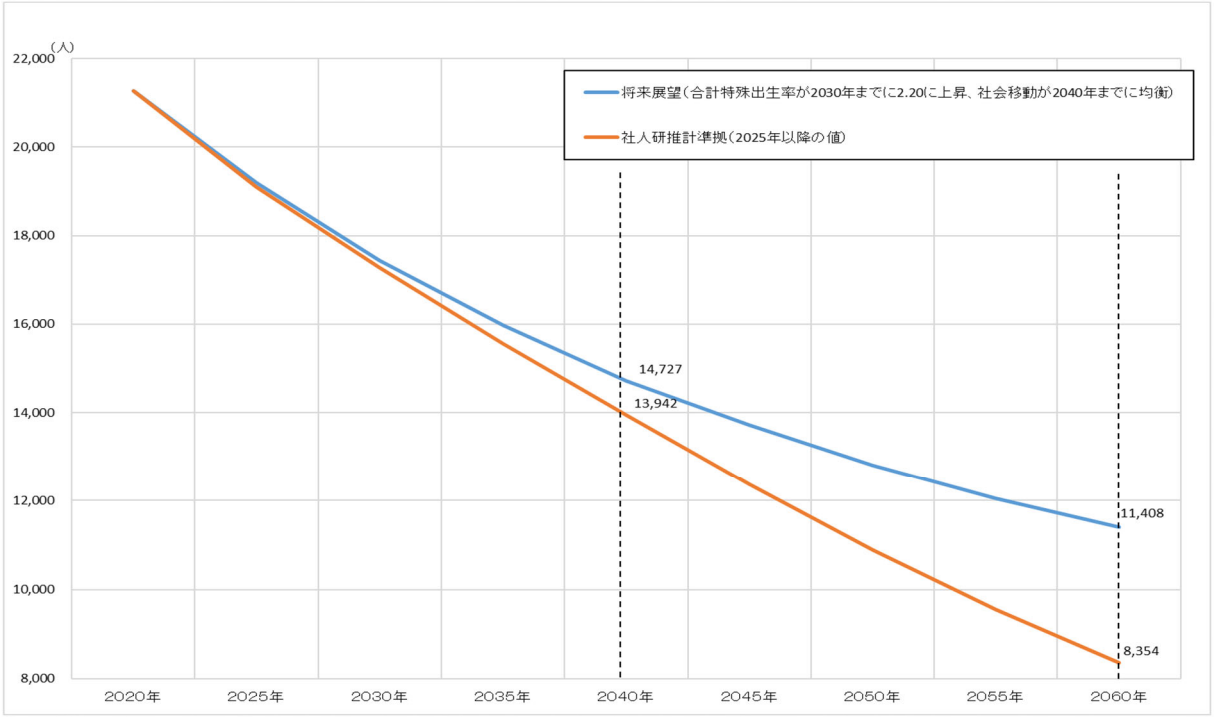

資料：松浦市長期人口ビジョン

５　松浦市地域公共交通計画

策 定 年 月	令和４（2022）年３月
計 画 期 間	令和４（2022）年４月～令和９（2027）年３月までの５年間
将　来　像	松浦市に住み続けるための持続可能な公共交通ネットワークの実現
目指すべき方向性	①松浦市での生活を支える公共交通 ②児童生徒の通学を支える公共交通 ③住民および観光客に向けた情報発信がされている公共交通 ④最適化された公共交通 ⑤みんなで支える公共交通 ⑥環境にやさしい公共交通
目標（基本方針）と実施事業	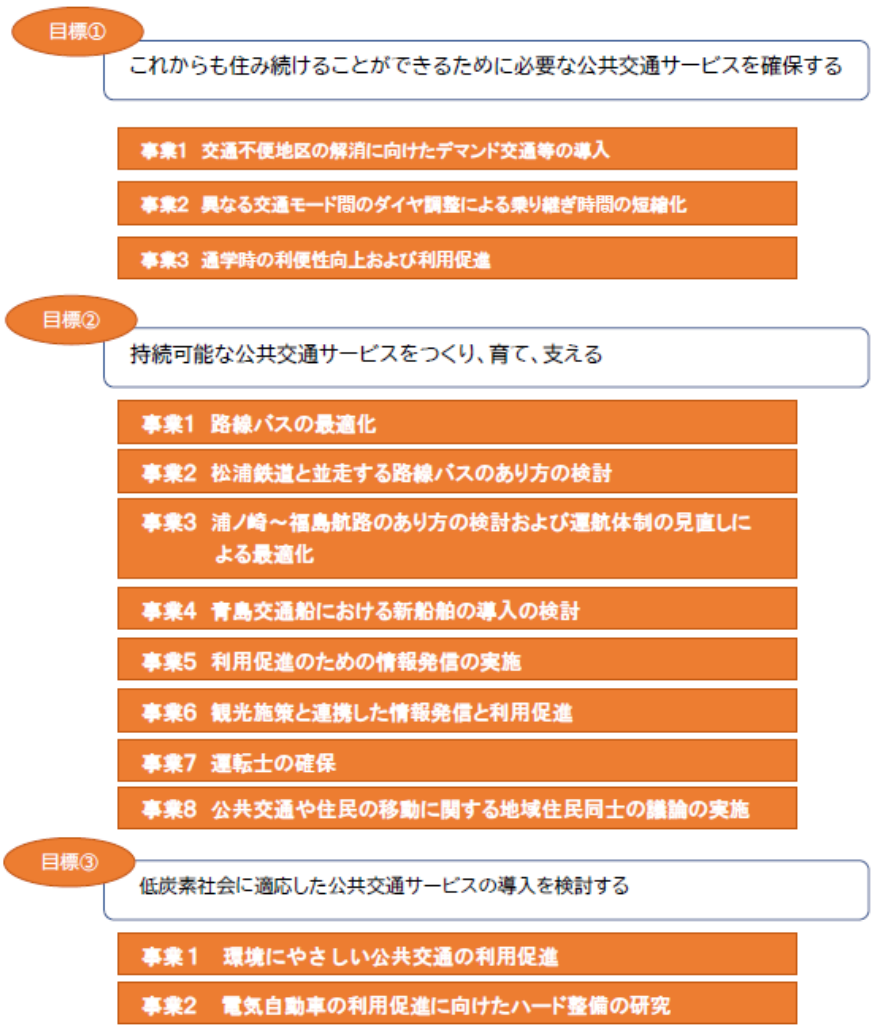

公共交通ネットワークの最適化の方向性

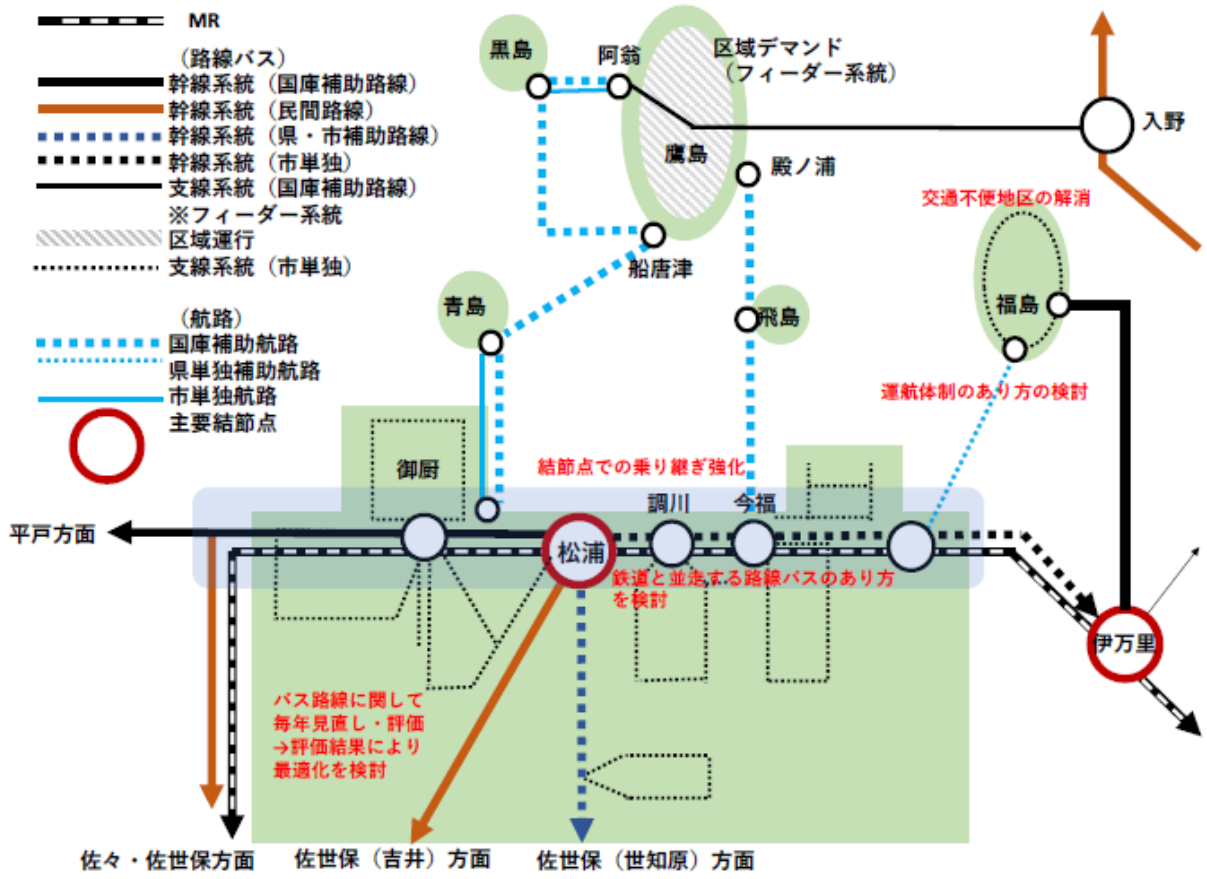

資料：松浦市地域公共交通計画

６　松浦市公共施設等総合管理計画

<table>
<tr><td>策 定 年 月</td><td>令和６（2024）年４月改定</td></tr>
<tr><td>計 画 期 間</td><td>平成 29（2017）年度～令和 29（2047）年度までの 30 年間</td></tr>
<tr><td>公共施設等の
マネジメント</td><td>◇基本目標
【基本目標①】次世代に引き継ぐ施設の保有
【基本目標②】社会変化に応じたサービスの提供
【基本目標③】安全・安心な利用
【基本目標④】効率的・効果的な管理運営
◇保有量の目標
公共施設保有量を総延床面積で 20%削減</td></tr>
<tr><td>公共施設等の管理</td><td>◇基本方針
1)本市が保有する公有財産を全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化、公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減を図る
2)公共施設の新規整備は、住民のニーズや政策、費用対効果等の総合的な評価を行い適正な施設保有量を目指す
3)未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減や平準化を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図る
4)公共施設等の今後の管理についての計画詳細は、本計画及び既に策定されている各施設管理計画に則り進める

◇公共施設等の管理に関する考え方
（１）公共施設
<table>
<tr><td>①点検・診断の実施方針</td><td>・点検・診断においては、各施設の管理状況や設備の経過年数等を踏まえ、劣化状況の把握に努める</td></tr>
<tr><td>②維持管理・修繕・更新等の実施方針</td><td>・定期的な点検・診断から早期段階における修繕に努め、施設の維持管理・修繕・更新等トータルコストの縮減や平準化を図る</td></tr>
<tr><td>③安全確保の実施方針</td><td>・公共施設の劣化や故障等は早急に対策を行い、安全性・機能性の確保とサービス提供を安定的にできるように環境を整える
・点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用した解体撤去を基本とする</td></tr>
<tr><td>④耐震化の実施方針</td><td>・平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するためにも、引き続き計画的な耐震対策に取り組む</td></tr>
<tr><td>⑤長寿命化の実施方針</td><td>・定期的な点検・診断を実施し、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、施設のライフサイクルコストの低減や平準化を図る</td></tr>
<tr><td>⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針</td><td>・公共施設を誰もが安全・安心に利用することができるものとするために、ユニバーサルデザイン化を推進する
・今後公共施設等の改修・更新等を行う際には、現状の利用実態等を踏まえ、適時ユニバーサルデザインの導入を検討する</td></tr>
<tr><td>⑦施設の複合化や統廃合の推進方針</td><td>・利用頻度の低い施設、社会情勢や行政サービス需要の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転等で発生した空き施設は、他用途への転用、地域や民間事業者等への貸与、貸付、売却も含め、機能やあり方の検討を行う
・複合化・多機能化を図ることができる施設、設備等の共有が可能な施設などについては、機能統合を推進する</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

⑧民間活力の活用方針	・指定管理者制度（民間事業者への委託による管理）など、民間企業等の持つ様々な資金やノウハウの活用を検討する
⑨施設情報の一元化	・個別施設等の情報について全庁的に把握できるようなシステムの構築を検討する

（2）インフラ施設

①点検診断の実施方針	・施設の機能低下や市民に対する被害の発生を防止することができるよう、全ての施設を対象に、定期点検を実施する ・施設の特性に応じて、施設の劣化・損傷の程度や原因の把握に必要な点検の頻度等を個別施設計画に定め、劣化・損傷が施設の機能に与える影響についての診断・評価を適切に実施する
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・点検診断結果に基づき施設毎に個別施設計画を策定し、計画的な維持管理や更新を行う ・更新にあたっては、長期にわたり維持管理・修繕をしやすい構造に改善する
③安全確保の実施方針	・点検診断等により施設機能に支障が生じている、生じる可能性が著しく高い状態である場合、応急措置や交通規制等の緊急措置を速やかに実施する
④長寿命化の実施方針	・橋梁、トンネル、上下水道等の施設を対象に、予防保全型の維持管理に基づき点検診断結果及び緊急性、安全性、利用状況等から、将来における劣化の進行状況を予測した上で、施設毎に長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、長寿命化を図る
⑤耐震化の実施方針	・多くの市民が利用し地震発生時における安全性や機能維持が求められる等、補強が必要な施設について耐震化に努める

維持管理及び更新に係る費用比較（定期建替・長寿命化適用）

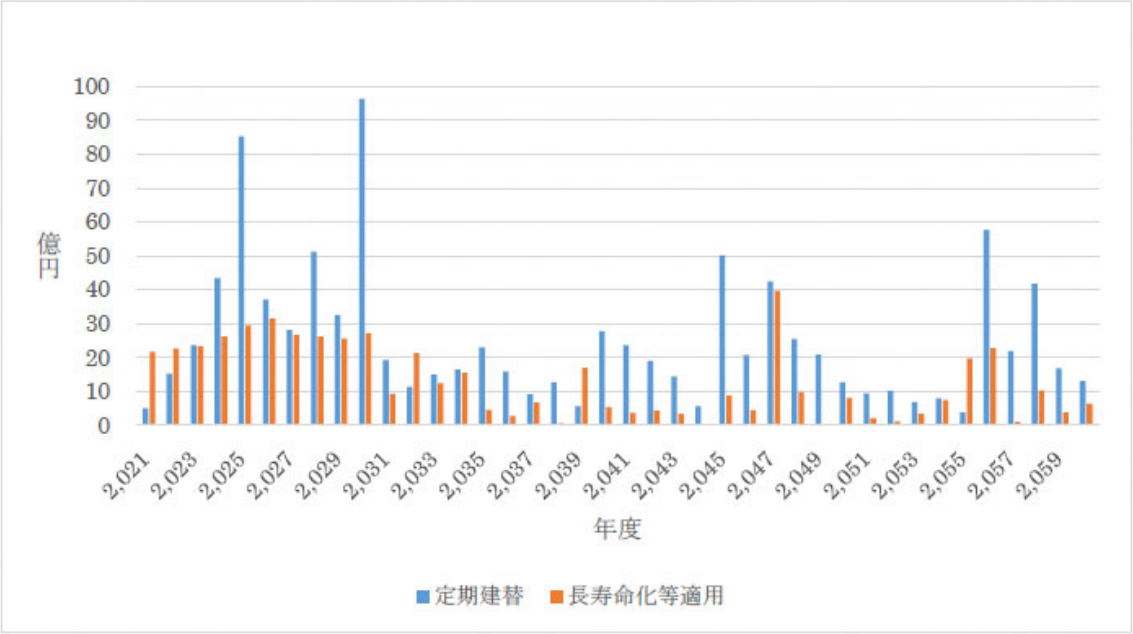

資料：松浦市公共施設等総合管理計画

7　第２期松浦市空家等対策計画

策 定 年 月	令和４（2022）年３月
計 画 期 間	令和４（2022）年度～令和８（2026）年度までの５年間
空家等の調査	**（１）相談及び苦情のあった空家等に関する調査** （イ）空家等の除却及び利活用等について、所有者等から相談のあった空家等に対する調査 （ロ）管理が不適切な空家等について、地域住民から相談又は苦情のあった空家等に対する調査 **（２）空家等の実態を把握するための調査** ・必要に応じて空家等の所在又は当該空家等の所有者等を把握するための調査（法９条第１項の規定による調査）を行う
所有者等による空家等の適切な管理の促進	**（１）空家等の適切な管理の促進** ・広報等により「空家等の適切な管理は所有者又は占有者の義務である。」ことを周知する ・空家等の管理に関する所有者等からの相談を受けるため、都市計画課に相談窓口を設置し、相談の内容に応じ必要な助言を行う ・公益社団法人松浦市シルバー人材センターが所有者等との契約により行う空家等管理業務についてＰＲ等を行い、相互に連携・協力し、所有者等をサポートする **（２）空家等の予防** ・空家等になる前の住宅の所有者及び相続予定者を対象とした市民向けの出前講座やイベント等の開催により、空家等の発生予防の啓発を行う
空家等及び空き家除却後の跡地の利活用	**（１）市の政策課題に取組むための資源としての利活用** ・民間業者等と連携し官民が一体となった支援制度等を検討し、利活用の推進を図る **（２）不動産の流通市場を活用した利活用** ・空家等の所有者の意向が、市の政策課題に取り組むための資源としての利活用を望まない等の場合は、不動産の流通市場により利活用を進める ・空き家バンクは、市と協定を締結した宅地建物取引事業者（協力事業者）や市から認定を受け空き家活用プロデュース等を行う事業者（推進事業者）と連携し、空き家の登録と利活用を進める ・移住お試し住宅利用者などの移住希望者向けに住宅を確保する場合は、市と空き家所有者等が連携し空き家バンクへの登録を行い、その後の契約手続き等を宅地建物取引業者（協力事業者）に依頼する ・未活用空き家の調査、空き家バンク登録物件の改修及び家財道具の撤去処分費用等の一部助成などを実施し、空き家バンクの利活用を推進する

８　松浦市景観計画

<table>
<tr><td>策 定 年 月</td><td>平成 28（2016）年３月</td></tr>
<tr><td>景観計画区域</td><td>松浦市全域</td></tr>
<tr><td>基 本 方 針</td><td>（１）松浦らしい景観を守ります
１）松浦の自然や地形が形づくった景観を大切に守ります
２）昔ながらの農漁村の佇まいを受け継ぐ景観を大切に守ります
３）時の積み重ねが形づくった歴史文化の薫景観を大切に守ります
（２）松浦らしい景観を活かすための取り組みを進めます
１）松浦らしい景観を活かすための環境整備を進めます
２）松浦らしい景観を活かすための情報発信を進めます
３）松浦らしさを尊重した景観づくりを進めます
４）松浦らしい景観に調和した公共施設の整備を進めます
（３）松浦の景観の守り手、活かし手を支援し育てます
１）松浦らしい景観を支えている市民の営みや活動を支援します
２）松浦らしい景観を舞台に多くの人たちが交流する取り組みを支援します
３）松浦の景観の魅力をより深く感じてもらえる取り組みを進めます
４）松浦の景観の守り手となる人材を育てます</td></tr>
<tr><td>良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</td><td>（１）対象区域
福島地域及び鷹島地域
（２）景観形成基準
<table>
<tr><td>建築物及び工作物等の高さに関する基準</td><td>①建築物及び工作物の高さは 10m以下とする。ただし、周辺の地形や樹木、既存の建築物と調和した高さとなるよう配慮する。
②建築物及び工作物の形状は、著しく不整形なものは避け、また地域住民の心の拠りどころである島々や、棚田をはじめ、地域を代表する景観を構成する海、樹林、農地への眺めを妨げないよう努める。
③建築物の頂部は、勾配屋根としたり、塔屋を建築物と一体的な意匠としたりするなど、周辺の自然、地形と調和させるよう努める。</td></tr>
<tr><td>建築物及び工作物等の色彩又は素材に関する基準</td><td>①建築物及び工作物の壁面及び屋根の基調色は、マンセル表色系において、すべての色相について表 1 のとおりとし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、木、土、石などの自然素材そのものの色彩はその限りではない。また、建築物及び工作物の見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色については、その限りでない。
②建築物及び工作物に使用する色数は、少なくするよう努める。
③建築物及び工作物の素材は、維持管理や経年変化を考慮し、また反射性のある素材など周辺の景観と著しく調和しない素材の使用を避け、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いるよう努める。
表 1　建築物及び工作物の色彩の彩度に関する基準
<table>
<tr><th>色　相</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>赤(R)系、橙(YR)系、黄(Y)系</td><td>6 以下</td></tr>
<tr><td>黄緑(GY)系、緑(G)系、青緑(BG)系、青(B)系、青紫(BP)系、紫(BP)系、赤紫(PR)系</td><td>4 以下</td></tr>
</table></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

建築物及び工作物等の敷地緑化に関する基準	①建築物及び工作物の敷地内の既存木竹は極力保全を図るよう努める。 ②木竹の植栽にあたっては地域特性にふさわしい樹種とするよう努める。土地造成は、大規模な法面。擁壁を造らず、既存地形や既存樹木を活かすよう努める。 ③土地造成に伴って擁壁、法面、小段などを設ける場合、既存樹木の保全又は中高木の植栽等により、斜面地の緑の連続性を保全するよう努める。
その他の留意すべき事項	①建築物及び工作物の位置は、地形、樹木を大切にし、既存の建築物との調和及び連続性や、山手又は海手への眺望に配慮した配置とする。 ②敷地内に現存する石積みについては、できる限りこれを保全し、活用を図る。

（3）届出対象行為

建築物及び工作物の新築、増築、改築又は移転に係る行為で、次のいずれかに該当するもの	①専用住宅以外で、延べ面積が 100 ㎡を超える建築物（増築にあっては、増築後の延べ面積が 100 ㎡を超える建築物） ②高さが 4mを超える工作物
建築物及び工作物の外観を変更するための修繕、模様替え又は色彩の変更	①専用住宅以外で、延べ面積が 100 ㎡を超える建築物で、当該行為に係る部分の面積が当該建築物の外観の 4 分の 1 を超えるもの ②高さが 4mを超える工作物で、当該行為に係る部分の面積が当該工作物の外観の 4 分の 1 を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	・面積が 3,000 ㎡以上のもの又は当該変更に係る高さ若しくは深さが 3mを超えるもの
木竹の植栽又は伐採	・面積が 1,000 ㎡以上のもの
屋外での物件の堆積	・堆積期間が 30 日を超え、かつその面積が 500 ㎡以上又は当該堆積に係る高さが 5mを超えるもの

９　松浦市国土強靭化地域計画

策定年月	令和２（2020）年９月
計画期間	令和２（2020）年度～令和６（2024）年度までの５年間
基本姿勢	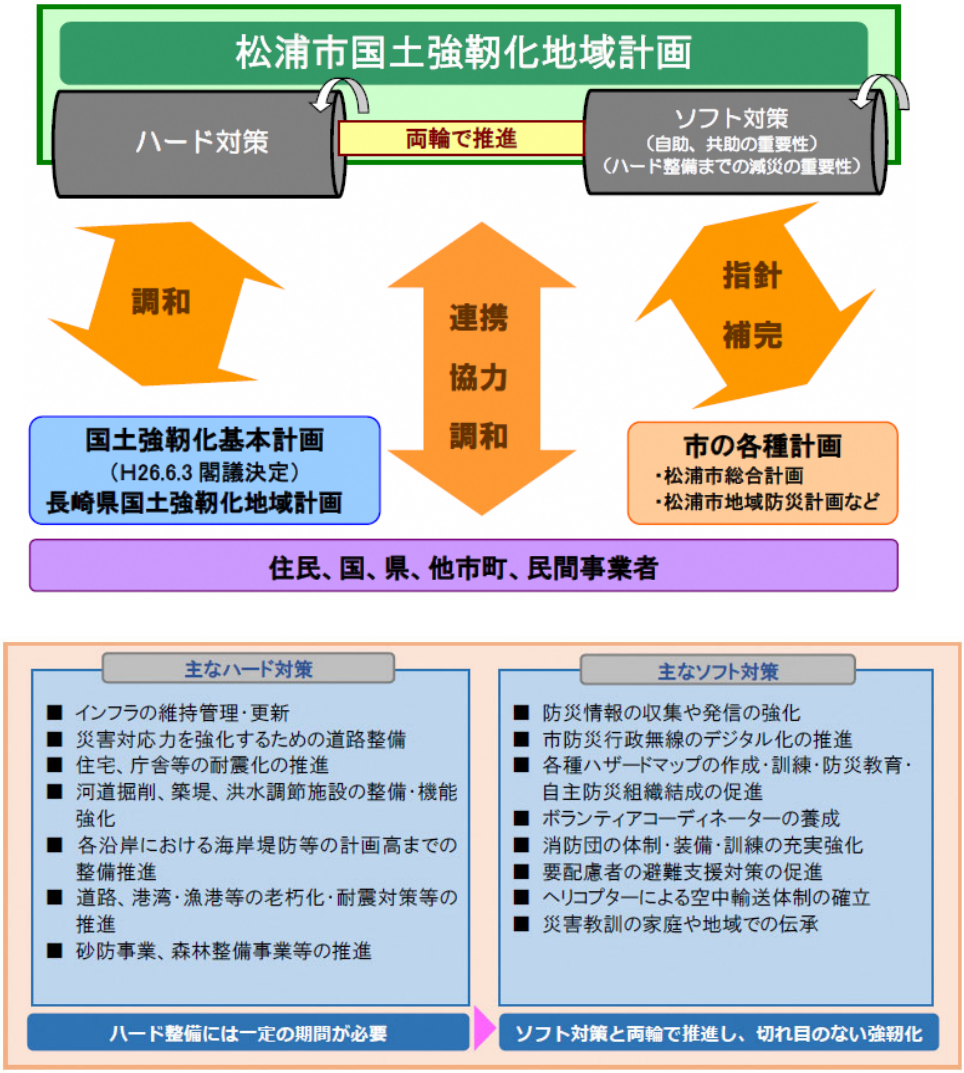
基本目標	①人命の保護が最大限図られること ②本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興
施策分野	**横断的分野**：①リスクコミュニケーション分野 ②老朽化対策分野 ③離島・半島対策分野 **個別施策分野**：④行政機能・消防分野 ⑤住宅・都市、環境分野 ⑥保健医療・福祉分野 ⑦産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造） ⑧農林水産分野 ⑨国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流）

10　松浦市地域防災計画　基本計画編、震災対策編、原子力災害対策編

<table>
<tr><td>策 定 年 月</td><td>令和６（2024）年５月改定</td></tr>
<tr><td>基本計画編
における
ハード整備
に係る取組</td><td>◇災害予防計画
＜治山治水対策＞
<table><tr><td>①治山</td><td>造林及び排水路の整備をはかる。</td></tr><tr><td>②防災林事業</td><td>砂防林、防風林、防汐林の植林を行う。</td></tr><tr><td>③河川改修</td><td>未整備河川の改修を図り、治水の安定に努める。</td></tr><tr><td>④海岸保全事業</td><td>高潮、波浪による浸蝕から崩土の流出を防止するため、無防備の箇所については逐次海岸保全施設としての護岸築造の推進をはかる。</td></tr></table>＜地すべり、山くずれ対策＞
災害が予想される箇所については、地下水を排除するためのボーリング工、集水井、その他、地表水の地下浸透を防止するための排水路工事など、災害防止対策を図る。
◇災害応急対策計画
＜避難所の設置＞
災害対策基本法で位置づけられた指定緊急避難場所及び指定避難所またはその他の避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。</td></tr>
<tr><td>震災対策編
における
ハード整備
に係る取組</td><td>◇地震災害予防計画
＜建築物等の耐震性の確保と推進＞
市内の住宅等の耐震化を推進することにより、市内の既存建築物の耐震性能を確保することで、防災性を高め、地震災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とし、「松浦市建築物の耐震改修促進計画」（平成20年4月策定）に基づき耐震性の確保に努める。
◇地震災害応急対策に関する計画
＜避難所の設置＞
※基本計画編と同様</td></tr>
<tr><td>原子力災害
対策編における
ハード整備
に係る取組</td><td>◇災害予防対策
＜避難所の指定等＞
市は、市域内に定める避難所については、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定し、必要な整備に努める。入院・入所者については、放射性物質による被ばくから身を守ることのできる放射線防護対策を施した施設を設けることとし、一時退避施設として指定する。市の区域を超えた避難所については、県と協議のうえ指定する。なお、要配慮者については、県、その他関係機関と協議の上、福祉避難所を指定する等要配慮者に対応した避難先の確保に努める。
＜緊急輸送路の確保体制等の整備＞
市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。
◇災害応急対策
＜避難所の設置＞
市は、各避難先（大村市、波佐見町、川棚町、東彼杵町＝受入市町）にそれぞれ１か所代表避難所を設置する。</td></tr>
</table>